

改正概要説明書

国名：カンボジア

法令名：特許規則

改正情報：2019年10月1日公布

改正概要：

1. カンボジアは2016年12月8日に特許協力条約(PCT) 加盟。これに伴う改正(規則6)
2. 従来、カンボジアには、特許及び実用新案の出願公開制度はないものとされ、特許出願の内容が第三者に知られるのは、出願が審査を経て登録され、特許公報が発行された後であったが、本規則により、出願公開制度が明確化された。(規則27(8))
  - ・公開は出願日から18月後に行われる。
  - ・出願人は、必要に応じて、18月より前に特許及び実用新案を公開することを登録官に書面で請求することができ、また、公開の延期を請求することもできる。
  - ・第三者は、公開された特許及び実用新案出願に対して、公開日から3月以内に異議を申し立てることができる。

改正内容：

- ・規則2, 規則3, 規則4  
本規則の目標, 適用範囲, 特徴が明確化された。
- ・規則6  
特許協力条約(PCT) が追加された。
- ・規則27  
特許及び実用新案出願の公開に関して明確化された。
- ・規則32  
特許法第47条の内容が明記された。